

平成30年度
第1回長浜市景観審議会
会議要点録

長浜市景観審議会

平成30年度第1回長浜市景観審議会 会議要点録

○日 時 平成30年7月25日（水） 午前10時00分から午前11時45分まで

○場 所 長浜市役所5階 5-B会議室

○出席委員 11人
奥貫隆（会長）、東幸代、石井良一、大村悟子、小財憲司、大神敏臣、辻村耕司、
中西恭子、西寫照毅、松居弘次、吉井茂人（敬称略）

○欠席委員 1人
武田史朗（敬称略）

○事務局 5人
山田部長、嶋田課長、伊藤副参事、二宮主査、森本主事

○傍聴人 0人

○配布資料

- ・次第
- ・資料1：長浜市景観審議会委員名簿
- ・資料2：長浜市景観審議会の設置等に関する規程等
- ・資料3：長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱
- ・資料4：長浜市の景観まちづくりについて
- ・資料5：琵琶湖辺における広域的景観形成の取組について
- ・資料6：平成30年度長浜景観広告賞実施要領等
- ・資料7：景観法に基づく届出に係る指導案件について

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

- ・藤井市長からあいさつ

3 自己紹介

- ・各委員及び事務局職員の紹介

4 会長・副会長の選出について

- ・会長及び副会長の選出について、事務局より下記のとおり提案したところ、異議なく承認された。
会長 奥貫隆（滋賀県立大学名誉教授）
副会長 石井良一（滋賀大学社会連携研究センター教授）

5 会議の公開について

- ・会長から、長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱に基づき、景観審議会の会議及び議事録を原則公開とする旨を諮ったところ、異議なく承認された。

6 説明・報告事項

(1) 長浜市の景観まちづくりについて

(事務局)

- ・資料4に基づき長浜市の景観まちづくりの取組について説明。

(2) 琵琶湖辺における広域的景観形成の取組について

(事務局)

- ・資料5に基づき琵琶湖辺における広域的景観形成の取組について説明。

(会長)

景観影響調査の運用について根本的な見直しとは具体的にどのようなものか。

(事務局)

景観行政団体協議会において、最終的な合意形成に至っていないことが判明した。

(会長)

滋賀県では重要な眺望景観や背景となる景観について、その取扱いについて協議会で審議、調整してきたが、合意形成にあたりまだしばらく時間がかかる模様であることを確認した。

(副会長)

太陽光発電施設は景観的にマイナスの市民感情があるため、届出対象としてチェックしてほしい。

(委員)

市内で太陽光パネルの設置状況は把握しているのか。

(事務局)

太陽光パネルの設置状況は都市計画課では把握していない。

(委員)

重点区域となっている姉川は氾濫の危険があるが、災害対策と景観保全は両立できるものなのか疑問を抱いた。

(事務局)

護岸工事などを景観計画で制限しようとはしていないが、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

(委員)

大通寺の通りなどを見て、昔のものを活用したまちづくりの良さを改めて感じた。
太陽光パネルについては、水害時などに水に浸かることによる危険を設置者がどこまで理解しているのか疑問であり、今後発信していく必要性を感じている。

(委員)

長浜のまちなみが、自然にできあがったものではなく、まちづくりの一環として取り組まれた結果であることを受け、大変なことであったと認識している。
太陽光パネルについては、経済的活動の制限をするからには感情論だけではなく、立法事実を積み重ねて合意形成をとる必要があり、規制の基準と併せて組み立ててほしい。

(委員)

全ての景観阻害要因を規制するのは困難であろうが、頑張してほしい。また、規制するだけでなく、例えば市が設置する統一デザインの優れた観光サインなどが実現すればと思う。

(委員)

太陽光パネルの耐用年数を知りたい。
現在、ファザード整備の補助金は、現在重点区域に面したところしか申請できなくなっているが、地域一体的な景観づくりに配慮が必要であると感じている。

(会長)

重点区域は将来広がっていく可能性もあることを考えると、その現時点での重点区域に特化した助成の仕組みには違和感がある。

(委員)

まちづくりの説明について、正しくは、お城の再生がきっかけで博物館都市構想が作成され、その後のまちづくりに発展していったことをきちんと認識しておく必要がある。
太陽光パネルについて、法定耐用は17年だが、国の買取りは20年間定額であることから、実際には20年を超える耐用年数のものもあるようだ。また買取りが始まり今年で10年を過ぎ、耐用年数に近づくものが出てくる時代を迎えようとしている。
また、行政としては災害時の問題に係る立地規制から景観への配慮といった幅広いセクションが関わってく必要があるが、都市計画課でイニシアティブをとって長浜市での太陽光発電のあり方を模索してほしい。

(委員)

風景条例の時代から滋賀県として公共施設建設時には特段の配慮を求められた。大規模工事の際には審議会に付させていただくことがあるかもしれない。

(委員)

太陽光発電の営業では良い面ばかり聞いていたが、悪い面もあることを知った。
長浜市の景観まちづくりにおける浜ちりめんの位置付けはどうなっているのか。

(委員)

浜ちりめんの最盛期と比べると業界も非常に規模が小さくなっているが、新しい商品も出して頑張っている。経済基盤を支えてきた功績もあり、浜ちりめんの名は残していくべきと考える。

(会長)

地域の歴史を継承する産業景観として貴重である。景観計画においても後押しできると良い。

(委員)

太陽光発電が屋根の上だけでなく、集落内にその施設が作られるなど、状況が変わってきているので先手を打つ必要を感じている。

広域的景観形成について、琵琶湖辺だけでなく、姉川流域や伊吹山等のシンボリックな景観を守っていく必要性もある。

(副会長)

委員の発言を受け、重点区域以外はファザード整備の補助金に含まれていないということだが、駅から南の地域には古い城下町のまちなみも残っているが現時点では手付かずであり、今後重点区域の拡大も検討してほしい。それにあたり、古い町屋の分布等を調査し、明らかにしていく必要があると考える。

(会長)

長浜市景観計画のこれまでの実績を継承していくためにも、次の展開を視野に入れながら今後とも取り組んでほしい。

(3) 景観広告賞マップの作成について

(事務局)

- ・資料6に基づき長浜景観広告賞について説明。

(会長)

今年度で7回目となるが、毎年市民の方から応募いただいている。今年度は景観広告賞マップを作成したので、これまでの入賞作品に対する市民の関心を高めるとともに、新たに優れた広告物が増えるように事務局も頑張してほしい。

マップの完成度も高く、今後予算が許すならば増刷し、さらに活用してほしい。

(事務局)

現時点では数が限られているので希望者への限定した配布に留まっているが、反響が大きければ追加での印刷を検討していきたい。

(委員)

マップにQRコードを付け、スマホでダウンロードして持ち歩けるような工夫ができないか。

(4) 景観法に基づく届出にかかる指導案件について

(事務局)

- ・資料7に基づき景観法に基づく届出に係る指導案件について説明。

(会長)

壁面全体が屋外広告物という扱いにはならないのか。

(事務局)

屋外広告物は文字や企業ロゴ等、明確なイメージを伝えるものと定義しているため、花柄は屋外広告物とはみなせない。

(会長)

壁面面積に占める広告の比率では制限できないことを確認した。

また、具体的な基準を示せない場合は踏み込んだ指導が難しいとのことだが、景観審議会において不適切であると判断した場合、どういった展開が考えられるのか。

(委員)

審議会における判断（議決）も行政指導の一つの根拠になりうるのではないかと。

(会長)

数値で示されないもの、例えば周囲との景観的な調和も一つの基準と考えるが、審議会における投票で8～9割が不適切であると判断した場合、判断根拠として示せるのか。

(委員)

実際に行政指導を行う際には客観的な数値を準備する必要があり、景観審議会の結論はその一つと考えられる。

(委員)

過去には遊戯施設における都市計画課からの指導が効果的にできていたので、それを比較すると今回のケースについては思うところがある。花柄を壁面広告とすることについても今後の検討課題とならないか。

(副会長)

基準としては、周囲との調和に加え、基調となる色彩は落ち着いた低彩度にすると記載があるが、その低彩度の判断はどうしているのか。

(事務局)

マンセル値を確認し、彩度も抑えられていた。

(事務局)

彩度は10未満という基準を設け、その基準を満たしている。

(委員)

広告物の定義を満たしていないというが、絵柄が広告物以上に目立っている。今後は条例で規制していけないのか。

(会長)

娯楽施設などの特定の業種において広告物以上の意匠に関しては別途取り扱いを定めることができないか、京都市ほか先進事例などの情報収集を積極的に行ってほしい。

景観法の基本理念において、良好な景観は国民共通の資産であると記載があり、事業者の所有物であっても、公にとっては財産の一部であるという観点から、今後指導を行い、事業者が迷わない基準を作っていく必要性を感じる。

(事務局)

他市において絵柄を看板として指導したケースもあったようだが、本当に看板として見て法的に問題がないか検討していく必要がある。また、他市における指導の結果修正された事業者もあったが、今回の事業者に関しては修正がなかったと聞いている。

(会長)

長浜市でもロードサイドショップを形成する建築物の中に、全面が壁面広告となっているようなものもあり、長浜市独自のルールを今後作成していく必要性を感じる。他市で屋上広告を全面的に禁止した例など先進的事例もあるので、長浜市でも勇気ある取組をしてほしい。

(事務局)

様々な側面からの検討が必要と感じているが、地域との調和を図りながらの多様な設計を経て色や形に特徴のある建築物が作られてきた歴史があり、長浜市でも数値で規制する部分と周囲との調和を求めていく部分の両輪で進めていく必要があると考える。

また、今回の案件に関しては住民から大きな反発は出ておらず、社会的な要請も考慮して制限を設けていく必要がある。長浜市では全域において規制をかけているが、重点区域外での規制に関しては単に厳しい制限をかけるのではなく、他市の事例について研究・分析を行い、今後の景観まちづくりに反映させていきたい。

(会長)

滋賀県の中でも長浜市の景観は健全である印象を持つ。今回のケースを参考に、今後の対応について検討してほしい。

7 その他

(委員)

広告業者の中でも屋外広告物条例を理解していないことがあるので、意見交換会の場などを持つ機会があれば良い。

8 閉会

・山田部長からあいさつ